

排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）〔抜粋〕

水質汚濁防止法第 3 条第 1 項の規定に基づき、排水基準を定める総理府令を次のように定める。

（排水基準）

第 1 条 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の排水基準は、同条第 2 項の有害物質（以下「有害物質」という。）による排出水の汚染状態については、別表第 1 の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第 2 の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

（検定方法）

第 2 条 前条に規定する排水基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

別表第 1（第 1 条関係）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.03 ミリグラム
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 リットルにつき 1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム
<b>六価クロム化合物</b>	<b>1 リットルにつき六価クロム 0.2 ミリグラム</b>
砒素及びその化合物	1 リットルにつき砒素 0.1 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
一・二—ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
一・——ジクロロエチレン	1 リットルにつき 1 ミリグラム
シス—一・二—ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム
一・—・—トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム
一・—・二—トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
一・三—ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム

チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 リットルにつきほう素 10 ミリグラム 海域に排出されるもの 1 リットルにつきほう素 230 ミリグラム
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 1 リットルにつきふつ素 8 ミリグラム 海域に排出されるもの 1 リットルにつきふつ素 15 ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1 リットルにつきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム
一・四—ジオキサン	1 リットルにつ 0.5 ミリグラム
備考	
1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

別表第 2（第 1 条関係）

項目	許容限度
水素イオン濃度 （水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量 （単位 1 リットルにつきミリグラム）	160（日間平均 120）
化学的酸素要求量 （単位 1 リットルにつきミリグラム）	160（日間平均 120）
浮遊物質 （単位 1 リットルにつきミリグラム）	200（日間平均 150）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量） （単位 1 リットルにつきミリグラム）	5

ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 1リットルにつきミリグラム)	30
フェノール類含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	5
銅含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	3
亜鉛含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	2
溶解性鉄含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	10
クロム含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	2
<b>大腸菌群数</b> (単位 1立方センチメートルにつき個)	<b>日間平均 3,000</b>
窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	120 (日間平均 60)
燐含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	16 (日間平均 8)
備考	
1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。	
2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。	
3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。	
4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	
5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。	
6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流	

入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

- 7 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。